

とやま移住支援交通費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、とやま移住支援交通費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「移住希望者」とは、富山県内への移住を希望又は検討している個人をいう。
- (2)「現地活動」とは、移住希望者による富山県内での移住の実現に向けた行為をいう。

(助成対象者)

第3条 この助成金の対象者は、18歳以上で、富山県外に居住する移住希望者（ただし、大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校等の学生は除く。）のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者とする。

(助成対象事業)

第4条 この助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(助成基準)

第5条 この助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる助成率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額とする。

(現地活動計画等の確認)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、現地活動の出発前（原則として現地活動出発日の15日前まで）に、計画を記載した現地活動計画書（様式第1号）を富山くらし・しごと支援センターへ提出し、確認を受けるものとする。

(交付申請書)

第7条 助成金の交付を受けようとするときは、現地活動の帰着日から30日を経過する日又は現地活動の帰着日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに、本部長に助成金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- 2 複数の移住希望者が同一の活動を行う場合においては、助成金の交付申請は、同一生計の移住希望者（同行者）に限り、一括して行うことができる。
- 3 前項の助成金の対象となる同行者は1名までとする。

(助成金の交付決定)

第8条 本部長は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めたときは、助

成金の交付決定の内容及び交付すべき助成金の額を当該申請者に通知する。

(助成金の返還)

第9条 本部長は、助成金の交付決定をうけた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この助成金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

助成対象事業	<p>下記に掲げる現地活動。ただし、現地では必ず富山くらし・しごと支援センター富山オフィス又は市町村移住担当窓口を訪問すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先輩移住者、地域住民の訪問 ・しごと関係者（就職希望先等）の訪問 ・住まい関係者（空き家所有者、不動産事業者等）の訪問または空き家の現地確認 ・県、市町村等が実施する移住に関するツアーへの参加 ・その他、本部長が認める現地活動
--------	---

別表2（第5条関係）

助成対象経費	<p>居住地（原則として自宅）から富山県内への往復交通費（居住地から最初の県内到着地及び最後の県内出発地から居住地までの交通費） ただし、鉄道、高速バス、航空機、船舶での移動に限る。（※）</p>
助成率	1 / 2（ただし、100円未満切捨て）
助成限度額	10,000円/人（年度内1回限り） ただし、助成対象となる同行者は、申請者と同一世帯で1名までとする。

※移動と宿泊が一体となった旅行商品についても対象とする。ただし、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例36号）に規定する宿泊料を除く交通費相当額を対象とする。

※鉄道に関しては、グリーン料金、グランクラス料金を除く額を対象とする。

※国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の助成金の交付を別途受けている場合は、助成対象外とする。